

オーストリア共和国の連合国による管理 (1945~1955年)
—オーストリアの再建をめざして— (1)

奥 正 嗣*

**The Austrian Republic under the Control of the
Allied Powers (1945~1955)**
— The Reconstruction of Austria after Nazism — (1)

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines the Austrian Republic under the control of the Allied powers. In April 1945, Austria was released from Hitler's Nazis, and came under the control of the Allies. Under various restrictions of the Allied powers, Austrian political parties, the provisional central government, and provisional local governments played an important part in the reconstruction and democratization of Austria.

The Austrian provisional central government enacted the Provisional Constitution of 1945, which declared Austria a combined legislative and administrative power, and a centralized, united state. After a while, federalism was restored by an amendment of the Provisional Constitution.

In December 1945, the Federal Constitution of 1929 came into effect again, in place of the Provisional Constitution of 1945. In 1955, the Austrian Republic recovered complete sovereignty and, still more, declared itself a permanently neutral state.

キーワード

1945年仮憲法、1955年国家条約、1955年の中立性に関する連邦憲法

はじめに

第一次世界大戦後の1918年と同様に、第二次世界大戦およびその終結が、1945年以降のオーストリアの政治的法的状況を決定づけることになった。従来のドイツ的秩序構造が崩

*おく まさつぐ：大阪国際大学現代社会学部教授〈2014.9.23受理〉

壊し、新生オーストリア的秩序の再建が目指される⁽¹⁾。しかし今回は、1918年とは異なり、連合国が、一定の途を既に走り出し自主独立の展開を進めるオーストリアの舵取りを行ったのではなく、この展開の主導権を握り、その方向を規定していった。それゆえに、1945年は、連合国の影響が1918年よりも極めて大きいものがあった⁽²⁾。

そこで、本稿では、オーストリアが、連合国の管理を受けながらも、しかし同時にオーストリアの諸政党、仮国家政府、仮州政府などがオーストリアの再建のため、1929年の本文における1920年連邦憲法をはじめとするオーストリア共和国時代の法規を復活存続させながら、1955年の永世中立宣言に至るまでの過程を概観し、当時の人々が新生オーストリアに託した思いや課題を探りたい。

第1章 1945～1955年のオーストリアに対する連合国の管理・統制

1. 「モスクワ宣言 (Moskauer Erklärung)」 (1943年)

ドイツによる占領からのオーストリアの再建、すなわちオーストリアの行為能力の回復 (オーストリアで有力に主張されている「占領理論」による。後述6. 参照) は、連合国の主導で始まった。連合国がその考え方に従って方向を定めるべきオーストリア亡命政府は当時存在していなかった。連合国は直ちにオーストリアの再建に取りかかったわけではなく、ドイツ帝国分割構想において、最初のうちは、ドイツの他の地域と同様にしか考えられていなかった。ここでなされた考え方は、オーストリアを「ドナウ連合 (Donaukonföderation)」の一部とみなし (チャーチルChurchill, 1942年)、あるいは、アドリア海への通路を有する「南ドイツ連合 (süddeutsche Föderation)」の一部とみなし (アメリカ外務大臣ハルHull, 1943年) ていた。しかし、「ドナウ連合」構想なども、アメリカおよびソヴィエトの反対によって徐々に消えていく運命となった⁽³⁾。

1943年10月19日から30日まで行われたところの、フランスを除くアメリカ、イギリス、ソヴィエトの各外務大臣によるモスクワ会議は、戦争遂行の重要な問題を協議し、戦後政策について合意を調達するために開催されたが、最終的に、共同文書、すなわち1943年11月1日のオーストリアに関する「モスクワ宣言」に至ることになった。1943年11月16日にフランス亡命政府も加わることになる (第1次管理協定前文)。この宣言において、連合国は、1938年3月13日のドイツによるオーストリア占領 (併合) は無効であり、この時以降オーストリアで実施されたいかなる変更も拘束力を有するものとはみなさず、自由で独立なオーストリアが再建され、それによって、同様な問題に直面した隣国と同様にオーストリア国民自身に対しても、永久平和のための唯一の基礎であるところの政治的経済的安定を見出すことができるための道を開くことを望んでいるということを表明した⁽⁴⁾。

オーストリアは、戦争に関わった国家の中でも特別な地位を占めている。ドイツやイタリアのような戦争を導いた国としてではなく、また、ポーランドやベルギーのような、戦争によって解放された国でもない。1943年の「モスクワ宣言」は、オーストリアはヒトラーの侵略政策の犠牲になった最初の自由国であるという姿勢を堅持しているが、同時にまた、ドイツヒトラー陣営において戦争に関与したことによって逃れることができない責任を負っていること、および、最終的な責任追及に際しては、オーストリアが自らどの程度そ

の解放に寄与したのかどうかの考慮が不可欠であるということを付言している⁽⁵⁾。

ソヴィエト軍は、1945年3月末最初にオーストリアの国境を越え、4月1日にウィーンに進駐し、4月10日には市の中心部に達した。この日に、ソヴィエト軍司令官トルブーチン(Tolbuchin)は、モスクワ宣言に依拠して、独立のオーストリアの再建を連合国の目標として掲げ、ドイツの官庁によって発せられたすべての行為は無効とみなされるべきとする告示を行った⁽⁶⁾。

2. 「独立宣言」「仮国家政府の設立に関する告示」「政府声明」(1945年)

ナチ支配の継続中生じたレジスタンスによる、新たなオーストリアの行政機構を文字通りゼロから創り出そうとする組織的活動の後、さまざまな団体に代わって間もなく政党が登場した。1945年4月14日に設立された「オーストリア社会党(SPÖ)」は、社会民主党と革命的社会主義者から構成された。キリスト教社会党に代わって1945年4月17日に「オーストリア人民党(ÖVP)」が新たに設立された。キリスト教社会党とは異なり、宗教的な拘束は無くなり、労働者、農民、自営業者など、より広い階層を取り込むこととなった。さらに、第三の政党として、オーストリア共産党(KPÖ)が存在した。大ドイツ的な民族主義陣営は、1949年になって初めて「独立者同盟(独立系連合)(VdU)」として組織された。この党は、1956年には「オーストリア自由党(FPÖ)」と改称し、オーストリア共産党(KPÖ)に代わってオーストリア第三の政党となる。

1918年に政党が国家を作り上げていったように、1945年以降も政党(オーストリア社会党(SPÖ)、オーストリア人民党(ÖVP)、オーストリア共産党(KPÖ))が国家の独立を回復するために主導権を取った。政党は、1945年4月27日、1943年のモスクワ宣言に依拠して、次のような内容の「独立宣言」(Unabhängigkeitserklärung)(StGBI.1)を發布した。「オーストリア民主的共和国を再建し、1920年憲法の精神において設立するものとする(1条)。

1938年にオーストリア国民に押し付けられた合邦は無効である(2条)。

この独立宣言を実施するために、すべての反ファシズム政党の関与の下に仮国家政府を設立し、連合国の権利を留保しながら、仮国家政府にすべての立法権および執行権を委託するものとする(3条)。⁽⁷⁾

しかし、この独立宣言は、何ら法的根拠なしに形成されたところのオーストリアの三大政党(SPÖ、ÖVP、KPÖ)の長によって發布され、これらの人々は、その行為当時通用していた法秩序からは何ら憲法を發布する権限を有していなかったのである。その権限が認められていた場合のみ正当な憲法発布と解釈することができる。ところが、1945年10月20日の連合国理事会の覚え書きでもって仮国家政府はすべての連合国によって承認され、仮国家政府はオーストリア全領域にわたって独立宣言によって認められていた権限を行使した。それゆえに、独立宣言は、「革命的な、有効化された法創造行為(revolutionärer effektiv gewordener Rechtsschöpfungsakt)」とみなすことができよう⁽⁸⁾。

3条の実施に際して、政党は、同日、「仮国家政府の設立に関する告示」(Kundmachung über die Einsetzung einer provisorischen Staatsregierung)(StGBI.2)を發布した。そこ

において、「すべての反ファシズム政党の協力の下、それゆえに、オーストリア国民の大多数の心情と意思において、1943年のモスクワ宣言の趣旨に従って、仮国家政府が設立される」ことが示された。1918年のように、今回もまた、国民の意思が政党によって代弁されている。すなわち、上述の告示によって理解できるように、すべての反ファシズム政党（オーストリア国民党（ÖVP）、オーストリア社会党（SPÖ）、オーストリア共産党（KPÖ））の合意に基づく行動によって、それが大多数のオーストリア国民の意思にかなうものとされたのである⁽⁹⁾。

また、同日、「国家首相の告示」（Kundmachung des Staatskanzlers）が発せられ、仮国家政府は、直ちに、普通・平等・自由選挙の方法で国民代議機関の任命に向けての準備を行うことの声明とともに、新たな政府構成員が公示された。さらに、すべての大臣によって署名され、政府の基本方針を示すところの「政府声明」（Regierungserklärung）（StGBI.3）も発せられた⁽¹⁰⁾。

以上オーストリア側の3つの宣言ないし声明は、ドイツによる占領状態が無くなり、オーストリアの行為能力が復活したという「連続性理論（占領理論）」を前提としている。このことは、すべての宣言の共通の基本認識であった。しかし、ロンドンやモスクワにおける従来の交渉は、連合国の考え方として、オーストリアはドイツによって併合・編入され、国際法的主体性を失ったとする「非連続性理論（合邦理論）」に傾いていることを推測させ、オーストリア政府によって堅持されている占領理論の崩壊が危惧されると、当時アドモヴィツヒは懸念を示していた⁽¹¹⁾。

3. 中央政府（仮国家政府）

政党は、1918年とは異なり、国民代表議会である「国民議会（Nationalversammlung）」の召集ではなく、「国家政府（Staatsregierung）」の召集を主導した。1945年の状況は、1918年の出来事を繰り返すには余りにも困難になっていた。というのは、「独立宣言」発布時の1945年4月27日には、オーストリアは一部連合国によって、一部なおもドイツの軍隊によって占領されていた。さらに、国民議会（Nationalrat）の最後の選挙は既に15年前の1930年に行われており、国民議会の最後の召集は11年前の1934年であった。それゆえ、議会は、1918年とは異なり、1945年当時においては長らく存在していなかったからである⁽¹²⁾。

1945年当時における「立法」に対する「執行」の優位は、以上の現実的状况によってばかりではなく、憲法的根拠に基づいても主張されていた。すなわち、1918年には新たな憲法を制定することが問題となっており、それゆえに「憲法制定国民議会（Konstituante）」が必要とされていたが、今や1945年においては、既に存在している1920年ないし1929年憲法をできる限り早く再発効させることが明確な目標となっていた。それゆえに、仮国家政府は、その最初の行為として、1945年4月27日の「政府声明」（StGBI.3）を発布し、「統一国家の枠内で、整然たる国家政府の支援の下で、かつての自主独立性を有するオーストリア共和国が再建されるべきこと」を国民に呼びかけた。その最初の措置は、1920年ないし1929年連邦憲法を再発効させること（1945年12月19日から発効）と、それまでの間、憲法

的臨時措置 (Verfassungsprovisorium) として仮憲法を制定することであった⁽¹³⁾。

以上のように、立法に対する執行の優位、仮国家政府の主導のもとで、一步一步、新生オーストリアの再建が進められていった。仮国家政府は、ソヴィエトによって直ちに承認され支持されたが、かなりの共産主義者が仮国家政府に関与していたこともあって、仮国家政府を共産主義者による権力掌握の先駆的補助機関とみなしていた其他連合国は承認を与えなかった。仮国家政府のソヴィエトに対する確固たる態度、およびレンナーが西側連邦諸州の代表を仮国家政府に加えたことによる西側連邦諸州の仮国家政府承認が、こうした状況を変えることとなった。西側の対抗政府構想は断念され、仮国家政府は、1945年10月20日にすべての連合国によって承認された(詳細は、後述本章5.(2)参照)⁽¹⁴⁾。

かくして、オーストリアは、連合国によって占領されるが、ドイツとは異なり、統一的憲法(仮憲法)の下、自己の中央権力(仮国家政府)によって統率されることになった⁽¹⁵⁾。

4. 連合国によるオーストリア占領

オーストリアは、ドイツ占領軍の敗北後、モスクワ宣言に基づいて、全土にわたって連合国に占領された。新たに成立したオーストリアの国家機関は連合国の管理に服したので、オーストリア国家は、1945年以降1955年の国家条約締結に至るまで集団的準保護国(kollektiv-Quasiprotektorat)に匹敵するところの制限的な主権を有する国家となった。オーストリアの3つの反ファシスト政党の代表者は、1945年4月27日の「独立宣言」の布告に際して、こうした政治的現実を考慮して、3条において、仮国家政府に、占領国の権利を留保しながら、立法権と執行権を委託した(前述本章2.参照)⁽¹⁶⁾。

オーストリアは、ドイツと同様に1937年の国境において連合国によって占領された。ソヴィエト軍がシュタイアーマルクから、アメリカ軍がミュールフィアテルから引き揚げた後、1945年7月9日の連合国間協定(「占領地区とウィーン市の行政(管理)(Verwaltung)に関する1945年7月9日の協定」)によって、オーストリア共和国の国家領域が次のような占領地区に分割された。①ソヴィエト地区(ニーダーエスターライヒ、ブルゲンラント、オーバーエスターライヒ州のミュールフィアテル)、②アメリカ地区(オーバーエスターライヒ(ミュールフィアテルを除く)、ザルツブルク)、③フランス地区(フォラルベルク、北チロール)、④イギリス地区(シュタイアーマルク、ケルンテン、東チロール)、⑤ウィーン市は占領国に合わせて4つの地区に分けられた。中央政府の諸官庁がある1区はその政治的重要性ゆえに、占領国の国際地区(internationaler Sektor)とされ、4国の軍隊が共同で占領・管理した。ここで、①および②で挙げられている「ミュールフィアテル(Mühlviertel)」について簡単に触れると、オーバーエスターライヒは、分割によって一部はアメリカ占領地区(ドナウ河以南のオーバーエスターライヒ)に、一部はソヴィエト占領地区(ミュールフィアテル)に分けられた。それゆえに、ミュールフィアテルは、1945年に、その名でもってオーバーエスターライヒの州知事の権限を行使しなければならない国家全権委員(Staatsbeauftragte)に服し、事実上固有の州政府が創られた。もっとも、オーバーエスターライヒ州の憲法的統一性を害することは許されなかった⁽¹⁷⁾。

オーストリアを占領した連合国は、もちろん無制限に行動できるわけではなく、その権

利義務の範囲は、ハーグ陸戦条約（1907年10月18日署名、1910年1月26日効力発生）の中で限定されている。例えば、占領地の現行法律を尊重して、公共の秩序および生活を回復するため一切の手段を尽くすべきこと（条約付属書「陸戦の法規慣例に関する規則」43条）、敵国への忠誠の強制禁止（同45条）、家の名誉・権利、個人の生命、私有財産、宗教の信仰・遵行の尊重など国民の一定の基本権を尊重すること（同46条）、略奪の禁止（同47条）などである⁽¹⁸⁾。

5. 連合国の管理体制

(1) 「第1次管理協定」

連合国は、オーストリアの関与なしに締結したいくつかの協定で、自由に選出され連合国によって承認されたオーストリア政府が設置されるまで機能するところの管理体制を定めた。連合国は、1945年7月4日の第1次管理協定において、オーストリアのために、オーストリア中央政府に代わって、最高権力として連合国軍事政府を設置するという考えから出発し、1945年9月11日、連合国最高司令官が同日の声明に従って、オーストリア全体に関わる事項についての最高権力を引き継いだ。第1次管理協定の内容は、以下のごとくである⁽¹⁹⁾。

- ①連合国管理体制が樹立され、1943年11月1日のモスクワ宣言の趣旨に従って、オーストリアのドイツからの解放、および自由で独立なオーストリアの再建が希求された（前文）。「連合国オーストリア委員会」は、「連合国理事会」「執行委員会」ならびに連合国4国の政府によって任命される職員から構成された（1条）。
- ②「連合国理事会」は、占領国からそれぞれ1名の軍事委員から構成され、この軍事委員はそれぞれの政府によって任命され、その政府の指令に拘束された（2条a前段、5条a）。連合国理事会は、オーストリア全体に関わる問題について最高権力を行使し、オーストリアの秩序のための構想を定めた（2条a前段、5条a）。その決議は全会一致でなされた（2条b）。4人の委員は、同時に、占領国の最高指揮官であり、その地区のあらゆる事項につき最高権力を保持していた（2条a後段）。1945年5月初め、イギリスの元帥アレクサンダーは、声明で、「私の命令の下に軍隊によって占領されている地区における最高の立法権・司法権・執行権は、連合国兵力の最高指揮官および軍総督としての私自身に統合されている。私の指揮・統率の下、これらの権力を行使するために、軍事政府が設置される」と述べた⁽²⁰⁾が、その言葉に最高権力性がよく示されている。
- ③同様に4連合国から対等に構成される「執行委員会」は、連合国理事会の決議を実施し、その際、関係職員を使用した（4条a、6条a）。
- ④「連合国オーストリア委員会」の任務は、オーストリアのドイツからの分離の実現、オーストリア中央管理体制の確立、自由に選出されたオーストリア政府の設立などであった（8条）。
- ⑤オーストリアの中央管理体制が確立されるまで、占領当局がその機能を果たすものとされた（9条）。オーストリアの中央管理体制が確立された後は、「連合国オーストリア委員会」は、その任務の実現に際し、オーストリアの中央管理諸機関を使用し、同時にそ

の活動を監督しなければならなかった(10条)。

連合国オーストリア委員会の決議は、連合国共通の官報である「連合国オーストリア委員会新聞(Gazette of the Allied Commission for Austria)」で告知された⁽²¹⁾。

しかし、「連合国理事会の覚え書き」によって、別の展開をたどることとなる。

(2)「連合国理事会の覚え書き」

連合国理事会は、1945年9月11日に、オーストリアにおける最高権力を引き継いだ(「連合国理事会のオーストリア国民に対する1945年9月11日の声明」)。オーストリア国家首相レンナー宛の1945年10月20日の連合国理事会の覚え書きの中で、連合国によって初めて、次の①～④の条件の下に、仮国家政府の権限がオーストリア全体にわたって承認された。さらに、この書簡(Schreiben)において、連合国とオーストリア中央権力(仮国家政府)との連携を確立し、仮国家政府のために連合国の管理をより一層明確に規定し、連合国理事会とオーストリア政府との関係がより一層詳しく規定されることになる⁽²²⁾。

- ①仮国家政府は、オーストリアにおける最高権力を有する連合国理事会の指揮・管理の下でその職務を行う。
- ②仮国家政府は、遅くとも、1945年12月31日までに自由な選挙を行う義務を有する。
- ③仮国家政府は、オーストリア全領域にわたる法律を議決する権限を有するが、連合国理事会の承認を求めなければならない。
- ④仮国家政府の法律議決権とともに、連合国理事会の軍事上の政府立法権は完全に維持される。

(3)「第2次管理協定」

オーストリアが、11月選挙で民主的秩序のための前提を形成した後、1946年6月28日の第2次管理協定において、すでに1945年12月19日に発効した1920年ないし1929年連邦憲法を考慮し、第1次管理協定におけるオーストリアの義務を緩和し⁽²³⁾、連合国の管理がゆるくなった⁽²⁴⁾。今回も、協定の当事国は連合国のみであって、オーストリアは排除されている⁽²⁵⁾。第2次管理協定はオーストリアの諸機関の権威(Autorität)を一般的に承認したが、様々な方向において、連合国委員会の権限(Befugnis)によって制限されていた。以下のごとくである⁽²⁶⁾。

- ①オーストリア政府ならびにオーストリア政府に従属するすべてのオーストリア官庁は、連合国委員会の命令に従わねばならない(1条a)。連合国委員会は、4人の上級委員(「第1次管理協定」では軍事委員)から成る連合国理事会、4人の上級委員の高位の代理人から成る執行委員会、および4連合国のそれぞれから任命された職員から構成された(2条a)。連合国理事会、執行委員会、その他連合国委員会の任命された団体のすべての決議は、その有効なためには、全会一致を必要とした(12条1項)。連合国理事会、執行委員会、管理局(Direktorium)における長は、4連合国によって毎月交替で変わった(12条2項)(1, 5, 9月はアメリカ、2, 6, 10月はイギリス、3, 7, 11月はフランス、4, 8, 12月はソヴィエト)。

連合国委員会は、措置を実施するに際して、通常、オーストリア政府または関係オーストリア官庁を経由するという方法で行った。ただし、次のような場合は、「直接的」な措

置を取ることができた。すなわち、(i) 法と秩序を維持するための措置をオーストリア官庁が取ることができないとき、(ii) オーストリア政府または関係官庁が連合軍委員会から受け取った命令を実施しないとき、(iii) 管理協定5条の事項（軍事施設の撤去（非武装化）、ドイツ在外資産の処分、戦時捕虜および戦争犯罪人の処遇など）である（2条c）。

②すべての立法的措置および国際協定は、連合軍理事会に提議されその同意を得なければならない。憲法律については、連合軍理事会の文書による同意を必要とし、同意後初めて公布し実施することが許された（6条a）。単純法律および国際協定（4連合国のどれか1国との協定で、単にその締結を連合軍理事会に報告するだけのものを除く）にあっては、その議案が連合軍委員会に到達後、連合軍理事会が31日以内に異議を提起しないときは同意を与えたものとみなされ、この期間経過後初めて公布することができた。異議の申し立てには全会一致を必要とした（12条）が、通常ソヴィエトと西側諸国が対立していたことを考えると、一致することはまず考えられなかった。かくして、連合軍理事会の同意を必要とするのは憲法律に限られることになったので、これ以降オーストリアは立法に及ぼす連合軍の計り知れない影響を回避でき、オーストリアにとっては好都合となった⁽²⁷⁾。

③行政的措置については、連合軍理事会は、いつでも、取消または変更をオーストリア政府または関連するオーストリア官庁に命ずることができることのある異議権を有した（6条b）。

④オーストリア政府は、外交関係および領事関係を国際連合諸機関と交渉する無制限の権限を有する。他の国家に関しては、連合軍理事会による承認を必要とする（7条）。

⑤連合軍は、占領地区間の人的・物的交通に関するほとんどすべての既存の制限を廃止する義務を負う（4条a）。関税管理および国境管理は、オーストリア政府に委託される（4条b）。

⑥連合軍委員会は、進歩的な（fortschrittlich）教育プログラムによって、ナチイデオロギーのすべての痕跡を除去し、オーストリアの若者に民主的基本原則を心に銘記させる任務を引き受ける（3条e）。

以上の第1次および第2次管理協定は、ともにオーストリアが条約当事者ではなかったが、第三者のためにする条約（契約）に従い、法的性格を有している。管理協定は、連合軍に、オーストリアの政治的生活に介入する権限を認めた。以下のごとくである。

郵便・出版・映画ならびにラジオは、連合軍の検閲に服した。1946年になって初めて、郵便・電話・電報による外国との通信（ドイツと日本を除く）が許可された。新聞は、初めは、一般に連合軍によってのみ出版することができた。政治的団体および政党の設立は、連合軍の承認を必要とした。立法領域においては、さらに広範な影響があった。例えば、1945年9月5日の国有化法（ソヴィエト反対）、1945年5月1日の憲法経過法（西側連合軍反対）に対する異議である。1945年12月まで、連邦政府の構成員の任命は、連合軍理事会の承認に依存した。占領国の法規制定および執行行為は、オーストリア官庁または裁判所によって審査することができなかった。1945年10月に、連合軍理事会の命令を経て、軍事（兵制）事務局が解散した。少なくとも初期の時代は、すべての政府決議は、「これらの措置は連

「联合国理事会の承認が無い限り発効しない」という条項を伴っていた。联合国のただらした承認手続は、立法の著しい遅延につながった。联合国の占領負担（費用）を担わなければならなかったオーストリアは、初めは、その国家支出の35%に至るまで費やさねばならなかった⁽²⁸⁾。

以上のように、联合国の管理は、オーストリアの国家主権を制限し（20条、38条）、管理が継続している間オーストリアは完全な主権を有する国家ではなく、集団による準保護国とみなされた。しかし、ブラウネーダーが指摘するように、主権制限は、オーストリアによって法的には承認されず、単に事実上受け入れられたにすぎなかった。1946年に、オーストリアは、联合国の見解に反し、民主的憲法は1920年ないし1929年憲法でもって既に存在しているという理由で、民主的原理に基づく憲法を發布するという联合国側の要請には応じなかった。憲法問題において相違が存在していたため、1951年になって初めてソヴィエトもこの見解に従い、連合諸国は、オーストリアの意向を受け入れることとなった⁽²⁹⁾。

(4) 憲法と憲法現実

联合国の管理は、二大政党、すなわち、オーストリア国民党とオーストリア社会党との「大連立」によって現実的に大きな影響をうけることとなった。1929年憲法が発効した1945年12月19日以降の時代における統治体制は、この二大政党の「大連立」政府によって特徴づけられる。联合国による占領状態、外からの圧力、まだ若き歴史からの苦しい経験が、第一共和国の内部でお互いに敵意を持って対立していた両勢力の政治的協力をもたらした。

仮憲法が失効したにもかかわらず、議会は中心的な地位を占めることができず、中心的地位は連邦政府にとどまっていた。それゆえ、政治的決定は、連邦政府、または一般的に憲法外での両政党の連立委員会で行われた。議会は、議員の党による拘束によって反対の意見を主張することができなかつたので、政府提議でもって既に問題が決定されていた。それゆえ、議会は立法の機械装置に、形式的儀礼の場となった。連立協定は、執行部の利益のため、立法部と執行部の権力分立を事実上破棄し、実効的な議会統制を排除することとなった⁽³⁰⁾。

第2章 1945年の憲法状況

1. オーストリア国籍

オーストリア共和国に関しては、暫定的に、統一な国籍が存する（仮憲法5条1項）。国籍の取得および喪失の要件は、特別の法律によって定めるものとする（仮憲法5条2項）。これを受けて、オーストリア国民の国籍については、1945年7月10日の国籍経過法（StGBI.59）によって、1938年3月13日にオーストリア連邦国籍を有していたすべての者（1条1項a）、および、ナチ支配の継続中（1938年3月13日～1945年4月27日）にオーストリア連邦国民の血統（生まれ）・認知・婚姻による権利承継に基づきオーストリア連邦国籍を得たすべての者（1条1項b）が、オーストリア国民であった。ただし、1933年7月1日から1938年3月13日の間にナチ党またはその軍事同盟に属していた者（いわゆるIllegale）は除かれる（1条2項）。1945年7月10日の国籍法（StGBI.60）は、国家条約および国籍経過法は別として、将来、国籍の取得・喪失は、この法律の諸規定に従う（1

条)と定める。1939年のドイツ第3帝国立法によって廃止された市民権ないし州公民権は、1945年の7月10日の国籍法には導入されなかった⁽³¹⁾。

2. オーストリア紋章・国璽、オーストリア国歌

オーストリア共和国の紋章・国璽は、1945年5月1日の法律(「オーストリア共和国の紋章、色、および国璽に関する法律」(紋章法))に従って、1919年5月8日の法律によるものが採用されている。しかし、1945年のオーストリア国家の独立回復と国家の構築を想起させるために、紋章は、壊された鉄の鎖が鷲の両足のかぎづめを取り囲むというように修正された(1条1項)⁽³²⁾。1945年の法律は単純法律であり、他方、1919年の法律は、1929年連邦憲法149条に従って憲法律であり、変更の合憲性に関して、1945年以降重大な疑念が存在している⁽³³⁾。

また、オーストリア国歌の確定は、法律によってではなく閣議決定によってなされた⁽³⁴⁾。

3. 法源

1945年の最も重要な憲法的規定として、第1次憲法経過法、仮憲法、法経過法、ナチ党の禁止に関する憲法律、再公示法、戦争犯罪人法、行政緊急法、ブルゲンラント法(ブルゲンラントの再建に関する憲法律)(1945年8月29日の憲法律)、経済粛清法、仮憲法の改正に関する1945年10月12日の憲法律(いわゆる「10月改正」)、選挙法、第2次憲法経過法などを挙げることができる⁽³⁵⁾。憲法経過法4条1項(後述本章5.(1)①参照)のあいまいな文言により、仮憲法が通用している時期において、他の憲法的規定、特に1929年連邦憲法の憲法的規定も適用されるのかどうか争いがある⁽³⁶⁾。公布は、オーストリア共和国官報によって行われた(「官報に関する1945年5月1日の法律」)⁽³⁷⁾。

4. 憲法制度、法制度、官庁制度の新たな法体系への移行

(1) 憲法経過法

憲法の不連続性に基づいて、1945年には、広範な法経過規定が必要とされた。1945年5月1日発布の「1929年の本文における連邦憲法の新たな有効性に関する憲法律」(第1次憲法経過法(Verfassungs-Überleitungsgesetz))(StGBI.4)は、「1929年の本文における1920年連邦憲法」およびその他の連邦憲法を、1933年3月4日の国民議会(Nationalrat)の「自己停止(自己解散)」に至るまで存在した憲法的状況で、すなわち、1933年3月5日の立法状態に従って復活させた(1条)。それゆえに、1933年3月5日以降発布された、オーストリアファシズムおよび民族社会主義(ナチズム)時代のすべての憲法(連邦憲法、憲法律、単純法律に含まれる憲法規定)および憲法関連のすべての措置(憲法的定めを含む命令など)は廃止される(aufgehoben)ものとされた(2条)。特に、1934年憲法、1934年授権法、1934年憲法経過法、1934年財政憲法律⁽³⁸⁾、1938年合邦法、オストマルク法⁽³⁹⁾などを挙げることができる(3条で、具体的に列挙)⁽⁴⁰⁾。ここにおいて憲法経過法3条は「廃止される(aufgehoben)」という文言を用いているが、正確に言えば「移行されなかった(nicht übergeleitet)」という表現の方がより適切である。レーナーも指摘する⁽⁴¹⁾ように、経過

法は、しばしば、「規定は…廃止された (aufgehoben)」という文言を用いているが、内容的には誤りである。法秩序の不連続性を前提とする限り、「発効する (in-Geltung-Setzen)」か否かが問題となるからである。ヴァルターも、「法経過 (法移行) (Rechtsüberleitung)」という言葉は、「法連続性の破壊後実施されるどころの、今はその効力を失ってしまっている以前の法秩序の一定の領域で通用していた法規定を新しい法秩序の中で発効させる (Inkraftsetzung) こと」をいうと指摘している⁽⁴²⁾が、同旨であろう。

さまざまな事情や出来事によって実施できなくなった1920年ないし1929年連邦憲法の諸規定に代わって、一時的な憲法的臨時措置 (Verfassungsprovisorium) として、1945年仮憲法 (StGBL5) が登場する (4条1項)⁽⁴³⁾。1920年ないし1929年連邦憲法が再び発効するのは、1945年12月19日に新たに選出された国民議会が召集され、翌12月20日にカルル・レンナーが連邦大統領に選出され、仮憲法が効力を失う1945年12月19日である (第3章1. 参照)⁽⁴⁴⁾。

(2) 法経過法

①1938年3月13日以降の法規定

1945年5月1日の法経過法 (Rechts-Überleitungsgesetz) (正確には、「オーストリアにおける法生活の再建に関する憲法律」) (StGBL6) は、憲法的法律 (憲法律) ではない単純法律規範に関するものであり、すべての「1938年3月13日以降オーストリア共和国またはその一部領域で公布された法律および命令」を継受し、仮の効力を有するものとされた (2条)⁽⁴⁵⁾。しかし、その例外として、“政治的に耐えられない (politisch untragbar)”⁽⁴⁶⁾ すべての諸規定、すなわち「自由で独立なオーストリア国家の存続と両立しえない、あるいは、真の民主主義の諸原則と両立しえない、さらに、オーストリア国民の法感情に反する、あるいは、民族社会主義 (ナチズム) の典型的な思想を含む」ところの諸規定は除かれる (1条1項)。仮国家政府は、どの法規定がそれに該当するかについて、「告示 (Kundmachung)」で確定すべきものとされた (1条2項)。この告示は、確定的行為と考えられており、裁判所と行政官庁もこれらの告知による確定に拘束された⁽⁴⁷⁾。ドイツ市町村法、ドイツ職業自治法などは失効し、商法典、1938年婚姻法、ドイツ租税法 (ユダヤ人、ポーランド人、ボヘミア人に対する特別規定を除く) などそのまま継承された⁽⁴⁸⁾。仮国家政府は、法規定の破棄の告知に際して、破棄される (aufgehoben) 法規定に代わって以前の法規定が適用されるのかどうか、また、適用されるとしてどの範囲において適用されるのかどうかを決定することができた (1条3項)。告知を準備するため、「オーストリアの法秩序の統一および簡素化のための委員会」が設置され、仮国家政府は、法業務に秀でた代表者を任命する義務を有した (3条)⁽⁴⁹⁾。

しかしながら、實際上、この種の一連の告知は、ドイツ帝国のすべての法規定を完全に把握することなく行われた。そこから、何ら「廃止の告示 (Aufhebungskundmachung)」がなされていないドイツ帝国時代からの“政治的に耐えられない”規定はどのように取り扱われるべきなのかという問題が、その後生ずることとなった。憲法裁判所は、この問題における裁判所と行政官庁の自主的審査権を肯定し、告示の不完全さから生じた困難からの出口を示したのであった⁽⁵⁰⁾。

②1938年3月13日より前の法規定

1938年3月13日より前に発布されたオーストリアの法規定に関しては、法経過法は、第一共和国（職能身分制国家を含めて）と第二共和国との連続性（占領理論）の受け入れを暗黙に前提としている。それゆえに、これらの規定は、憲法的定めでない限り、1945年に継承された⁽⁵¹⁾。

③法規定の「受け入れ」と「組み入れ」

仮憲法は、政府立法でもって、統一国家的秩序を定めた。当初はまだ、「受け入れ」る法規定を、連邦憲法の法源体系（連邦法か州法か、法律か命令か）にどのように「組み入れ」るかの問題は出されなかった（ヴァルターも指摘する⁽⁵²⁾ように、他の法秩序からの法の「受け入れ」は、受け入れた法規定に対して、受け入れる側の法秩序体系においていかなる地位を与えるかという「組み入れ」の問題に当然突き当たることになる）。しかし、この問題は、1945年10月12日の仮憲法改正（発効10月21日）により連邦国家体制に復帰することによって、後に1945年12月19日に1929年連邦憲法が完全に発効することによって現実化した⁽⁵³⁾。この第二の移行（経過）問題の規制のために定められた1945年12月19日の国民議会法律決議は、連合国の賛成を得られず発効しなかった。そこで、1920年の憲法経過法が、関連する移行（経過）問題解決のため類推適用された⁽⁵⁴⁾。

a. 「受け入れ」

1920年の憲法経過法によれば、古い法規定は、1920年連邦憲法と「矛盾しない」（nicht … in Widerspruch stehen）限りにおいてのみ受け入れられた（1条）。ここにいう「矛盾」とは、憲法裁判所の理解によれば、1920年連邦憲法と「重大かつ明白に両立しない」関係を意味するとされる⁽⁵⁵⁾。1945年においては、前述したように、「政治的に耐えられない」規定で無い限り継受された。

b. の1 「組み入れ」（連邦法か州法か）

受け入れられた法規範を連邦国家的法源体系にどのように組み入れるかについては、実質的原則、すなわち、受け入れた古い法が連邦国家的事務配分に従い、かつその内容に応じて、連邦法または州法に変形される（移行する）（「実質的組み入れ方式」）（「実質的変形の原則」）（1920年の憲法経過法2～6条）⁽⁵⁶⁾。

b. の2 「組み入れ」（法律か命令か）

受け入れた法規定を連邦憲法の法源体系のヒエラルヒーの中にどのように組み入れるかの問題については、何ら明白な規定が存在しない。正しく1938年から1945年までに発布されたドイツ帝国の諸規定について、この時期「総統原理」⁽⁵⁷⁾が支配し、民主的な権力分立に基づくところの法律と命令との区別が意味を失っており、連邦憲法の法源体系によれば、単純法律または憲法的法律（憲法律）として発布されるべきであった多数の法規定がさまざまな行政官庁の命令や告示として発布されていた⁽⁵⁸⁾ので、この問題が特に現実化した⁽⁵⁹⁾。

何ら組み入れ規定がない、あるいは不完全な組み入れ規定しか存在しないならば、本質的に2つの組み入れ方式が考慮に値する。第一は、形式的基準（名称、発布機関、公布方式など）によって判断するものである。組み入れられる規定が組み入れる側の法と同じ（類

似の) 名称であるのかどうか、同じ(類似の) 機関が発布したのかどうか、同じ(類似の) 公布方法であったのかどうか、を問題にし、共通点が存するならば、同じように取り扱われるべきものとするものである(「形式的組み入れ方式」「形式的変形の原則」)。もう一つは、形式的基準を離れて、受け入れる法規定の内容に照準を合わせ、この内容の法規定が受け入れる側の法体系の中で制定されねばならないところの法形式に組み入れられるとするものである(「実質的組み入れ方式」「実質的変形の原則」)⁽⁶⁰⁾。

以上のように、組み入れ方式については、2つの組み入れ方式が考えられる。「実質的組み入れ方式」は常に適用しうるが、「形式的組み入れ方式」は、いかなる形式的一致も存在しない場合には適用されない。ヴァルターが指摘する⁽⁶¹⁾ように、理論的にどちらに優先権があるというわけではないが、法形式の幅広い一致が存在するときのみ「形式的組み入れ方式」を適用し、法源体系が著しく異なる場合には、「実質的組み入れ方式」を適用するのが妥当であろう。ドイツとオーストリアの法源体系の大きな相違を考慮すれば、法経過法によって実施されるドイツ規定の組み入れに際しては、「実質的組み入れ方式」の適用が好ましい。憲法裁判所の判決も、「実質的組み入れ方式」に従って行われるべきものとされた⁽⁶²⁾。すなわち、それによれば、1938年から1945年までに発布された法規定は、それぞれの名称とは関係なく、それらが連邦憲法の法源体系において法律として発布されるものか、それとも命令として発布されるものかに応じて、法律あるいは命令として受け入れられるものとされる⁽⁶³⁾。こうした方法によって、もともと命令として発布されていた多数のドイツ帝国家規定が法律に変形された⁽⁶⁴⁾。

もっとも、この「実質的組み入れ方式」(「実質的変形の原則」)には例外があり、法律発布機関が法律を制定する資格を欠いているという理由で、いかなる領域においても、いかなる場合においても、法律として評価することができないドイツの規範は、受け入れによっても法的地位を得ることはできない。このような場合は、オーストリア法源体系への変形は、「形式的組み入れ方式」、すなわち、かつての「命令」は命令として受け入れられる⁽⁶⁵⁾。

(3) 官庁経過法

オーストリアの行政官庁・行政制度および司法官庁・司法制度の再建は、1945年7月20日の官庁経過法(Behörden-Überleitungsgesetz)(正式には、「ドイツ国の行政および司法制度のオーストリア共和国の法秩序への移行に関する法律」)(StGBI.94)によって規定された⁽⁶⁶⁾。官庁経過法は、ドイツ帝国の官庁と制度を解消し、その業務を、本質的に1938年3月13日の状態に従ってオーストリアの官庁組織に移行させた(最上級国家行政・官庁につき3条2項、州およびウィーン市における一般的国家行政につき4条、上級検察行政・検察庁につき25条2項前段、財務行政・官庁につき28条、営林行政・営林署につき42条2項、上級地方裁判所につき70条1項)。ナチ統治下に設立されたリンツ上級地方裁判所・上級検察庁は、一時的にそのまま残ることになった(70条2項、25条2項後段)⁽⁶⁷⁾。憲法においては1933年3月の状態に戻ったが、官庁組織に関しては、1938年3月の法状態に関係づけられた。

(4) 法適用法

法経過（法移行）の特別な問題は、1945年憲法経過法および仮憲法は、まずソヴィエト占領地区においてのみ発効したという状況から生じた。10月の仮国家政府の承認後、この時までには仮国家政府および国家官庁により発布された法規定を、法適用法（Rechtsanwendungsgesetz）によって西側占領地区（西側占領諸州）に一括して拡張しようという試みに対して、連合国理事会（der Alliierten Rat）は賛成を拒否したため、この法律は発効しなかった。連合国理事会によって後になって承認されたこれら諸規定が個々の州において発効する時点は一般的に公示されずに、連邦総理府（Bundeskanzleramt）の命令（Erlaß）によって定められた⁽⁶⁸⁾。

5. 仮憲法（1945年5月1日～1945年12月19日）

（1）概論

①仮憲法の制定

1945年4月におけるオーストリアの再建は、3つの反ファシスト的政党であるオーストリア社会党（SPÖ）、オーストリア国民党（ÖVP）、オーストリア共産党（KPÖ）によって進められた。3政党は、その合法性を、大多数のオーストリア国民の意思の代表者として自明であるということに根拠づけた。彼らは、1945年4月27日に、ウィーンで「独立宣言」を発し、その中で、合邦を「無効（null und nichtig）」であると宣言し（2条）、民主的なオーストリア共和国を再建し、「1920年憲法の精神」において設立する（1条）ものとされた。オーストリア国民は、再び、オーストリア共和国に対する国民としての忠誠と義務の関係に服することとなった。さらに、カルル・レンナーの指導の下に、すべての政党の構成員から成る仮国家政府を設立した（3条）。諸政党間には、オーストリアを新たな憲法をめぐる争いによって国内政治的に弱体化させないために、新たな憲法を作らず、連邦憲法に立ち返るといふ仮決定が既にできていた。オーストリア社会党（SPÖ）、オーストリア国民党（ÖVP）は、1929年連邦憲法を導入しようとしたのに対し、オーストリア共産党（KPÖ）は、1920年憲法に戻ることを主張した⁽⁶⁹⁾。

しかし、1929年の本文における1920年連邦憲法は、1933年3月5日（国民議会の「自己停止」ないし「自己解散」以降の議会の麻痺によって、さらに、ドイツによる暴力的な併合あるいは戦争という出来事によって實際上実施されない状態が長く続いていた。連邦憲法の国民代議機関は普通選挙によって初めて任命されることができた（連邦憲法26条）ので、1945年5月1日の憲法経過法（Verfassungs-Überleitungsgesetz）において、そのときまで、仮国家政府はそれに代わる一時的な「オーストリア共和国の仮設立に関する1945年5月1日の憲法律（いわゆる1945年仮憲法）」（StGBL5）を設けることができることが定められた（憲法経過法4条1項）。同時に、仮憲法は、憲法経過法によって、民主的に選ばれた初めての国民議会の召集後6か月を経て失効するものとされた（憲法経過法4条2項）⁽⁷⁰⁾。

仮憲法は、1945年5月1日に発効した。仮憲法は、連邦および州の立法権・行政権を仮国家政府に集中させ（連邦および州の立法権につき18条、連邦の行政権につき27条、州の行政権につき30条）、権力結合的・中央集権的統一国家を誕生させた⁽⁷¹⁾。国家制度の構築

が議会によって行われた1918年とは異なり、1945年の国家再建は政府の手で進められることとなった⁽⁷²⁾。仮憲法に基づいて、オーストリアは再び民主的共和国として再建され(1条1項)、全国家組織のための空間的基礎として、歴史的に継承されてきた州区分が定められた(2条)。個々の州間の境界は変更されなかった(3条1項)が、かつてのブルゲンラント州の領域は、1945年4月10日の状態に従って一時的にニーダーエスターライヒ州とシュタイアーマルク州に分けられた(3条2項2号)⁽⁷³⁾。しかし、ブルゲンラント州は1945年10月1日になって再建された(ブルゲンラント法、正式には、「自主独立のブルゲンラント州の再建に関する1945年8月29日の連邦憲法律」5条1項)⁽⁷⁴⁾。

②仮憲法の適用領域

仮憲法は、1938年3月13日の状態に従って、すべてのオーストリア国家領域で適用されることになっていたが、かなりの共産主義者が仮国家政府に関与していたこともあって、オーストリアの西側連邦諸州の代表者および西側連合国は、仮国家政府を1945年秋(1945年10月20日)まで承認しなかったため、仮憲法(1945年5月1日～1945年12月19日)は、ソヴィエト占領地区(ウィーン、ニーダーエスターライヒ、ブルゲンラント、ミュールフィアテル)とシュタイアーマルク(前述したように、ブルゲンラント州の領域が、1945年5月1日の仮憲法3条2項2号で、連続性を有する法展開のために、自由に選挙された将来の国民議会によって重要な問題が最終的に解決されるまで、ニーダーエスターライヒ州とシュタイアーマルク州に一時的に分割され、1945年7月9日までソヴィエトが、これ以降イギリスが占領した)においてのみ効力を有した⁽⁷⁵⁾。そして、1945年7月9日にオーストリアにおける連合国の占領地区と管理体制についての4連合国政府間協定が締結され、1945年7月17日から8月2日まで行われたポツダム3国会談で、オーストリア仮国家政府の権限を全オーストリアに拡張すべきというソヴィエト政府の提案を審査し、3国政府は、イギリス軍、アメリカ軍がウィーンに進駐後この問題を審議するという合意に達していた。かくして、仮国家政府の権限を全オーストリア国家領域にまで拡張する前提が創られた⁽⁷⁶⁾。

1945年9月28日の首相レンナーからの連合国理事会宛の、1945年9月24日から9月26日までのウィーンでの州会議の全会一致の議決報告に基づき、連合国理事会は、10月20日のレンナー宛の覚え書きの中で、仮国家政府の「法律上の承認(de-jure-Anerkennung)」を行った。1945年10月20日の西側連合国による仮国家政府承認後初めて、仮国家政府がその活動を他の3つの占領地区(アメリカ、イギリス、フランス占領地区)にも広げることができた⁽⁷⁷⁾。

③仮憲法の改正

ちなみに、上述のウィーンでの州会議で示された州代表者達の、1929年連邦憲法の権限条項に基づく州立法権の復活に対する願いは、1945年10月12日の仮憲法改正(正式には、「仮憲法のいくつかの改正に関する1945年10月12日の憲法律」2条1項)で考慮された。これによって、仮国家政府の立法権限は、1945年10月21日付をもって、連邦憲法の権限規定に従って連邦に全立法権または基本的立法権を認めていた事項(連邦憲法10、11、12条)に制限されることとなった(18条1項)。その他の事項(連邦憲法15条1項)についての立法権は、仮憲法改正によって廃止された仮州委員会に代わり登場した仮州政府に(22a条)、

ウィーンにおいては市政府(Stadttsenat)に委譲された(22d条)(連邦主義構造の再構築)⁽⁷⁸⁾。

④ 仮憲法と憲法の連続性

一方では、オーストリアの以前の憲法(1929年の本文における1920年連邦憲法)と、他方では、1945年4月27日の独立宣言ならびに1945年の仮憲法との間には、形式的不連続性が存在している(第1章2. 参照)。20世紀においては、1918年、1934年、1938年に続き、これが4番目の、最後の、憲法連続性の破壊であった⁽⁷⁹⁾。

(2) 権限配分

仮憲法は、オーストリアを中央集権的統一国家として設立した。連邦と州の立法・行政は仮国家政府に帰属した(18条、27条、30条)。州の立法・行政の仮国家政府への移行後なお自治行政体としての州に帰属している経済的・社会的・文化的事項のみ、仮州委員会によって処理すべきものとされた(31条1項)。

上述した(本章5.(1)③)ように、1945年10月12日の改正によって初めて州は再建され、連邦と州の権限配分は、1920年ないし1929年連邦憲法10条以下の規定に従ってなされた。この時点以降、仮州政府は、州権限事項の立法および行政を行使した。立法に関しては、仮国家政府の異議権が存在した(22b条1項、2項)⁽⁸⁰⁾。

仮憲法は、まず最初はソヴィエト占領地区とシュタイアーマルクにおいてのみ効力を有した(本章5.(1)②)が、仮憲法が適用されなかった諸州においては、州の諸機関が5月に独自に(originar)創られた⁽⁸¹⁾。

(「第2章 1945年の憲法状況、5. 仮憲法、(3) 統一国家の諸機関」以下は、次号に続く)

注

- (1) 拙稿「ドイツ占領下のオーストリア(1938年～1945年)―オーストリア州、アルプス・ドナウ大管区―」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第28巻第1号、57-76頁、2014年。
- (2) Wilhelm Brauner, S.255.
- (3) Wilhelm Brauner, S.255. 南塚信吾編、315-316頁。
- (4) Wilhelm Brauner, S.255; Ernest C.Hellbling, SS.463-464.
- (5) Wilhelm Brauner, S.264.
- (6) Ernest C.Hellbling, S.464.
- (7) Wilhelm Brauner, SS.255-257.
- (8) Robert Walter, Heinz Mayer, S.30.
- (9) Wilhelm Brauner, S.257.
- (10) Wilhelm Brauner, S.257.
- (11) Ludwig K.Adamovich, SS.36-37.
- (12) Wilhelm Brauner, S.257.
- (13) Wilhelm Brauner, S.257.
- (14) Wilhelm Brauner, SS.257-259; エーリッヒ・ツェルナー、644-645頁; 南塚信吾編、316-318頁。
- (15) Wilhelm Brauner, S.264; 南塚信吾編、318頁。
- (16) Oskar Lehner, S.347.
- (17) Oskar Lehner, S.347; Wilhelm Brauner, S.263, S.264.
- (18) Oskar Lehner, S.347; 奥脇直也・小寺彰編、704-708頁。
- (19) Oskar Lehner, SS.347-348; Wilhelm Brauner, S.264.

- (20) Oskar Lehner, S.348.
- (21) Oskar Lehner, S.348.
- (22) Wilhelm Brauneder, S.264.
- (23) Wilhelm Brauneder, S.265.
- (24) Oskar Lehner, S.348.
- (25) Oskar Lehner, S.347 ; Wilhelm Brauneder, S.265.
- (26) Robert Walter, Heinz Mayer, S.35 ; Ernest C.Hellbling, SS.472-473 ; Oskar Lehner, SS.348-349 ; Wilhelm Brauneder, S.265.
- (27) エーリッヒ・ツェルナー、645-646頁。
- (28) Oskar Lehner, S.349.
- (29) Wilhelm Brauneder, S.265.
- (30) Wilhelm Brauneder, S.265.
- (31) Oskar Lehner, S.351 ; Ernest C.Hellbling, SS.465-466.
- (32) Oskar Lehner, S.351 ; Ernest C.Hellbling, S.473.
- (33) Ernest C.Hellbling, S.473.
- (34) Oskar Lehner, S.351.
- (35) Oskar Lehner, S.351.
- (36) Oskar Lehner, S.351 ; Robert Walter, Heinz Mayer, S.31.
- (37) Oskar Lehner, S.351.
- (38) オーストリア1934年連邦憲法などにつき、拙稿「オーストリア1934年連邦憲法と職能身分制国家—オーストリアファシズム独裁制の時代（1933年～1938年）—（1）」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第27巻第2号、33-51頁、2014年；拙稿「オーストリア1934年連邦憲法と職能身分制国家—オーストリアファシズム独裁制の時代（1933年～1938年）—（2）」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第27巻第3号、61-79頁、2014年を参照。
- (39) 1938年合邦法、オストマルク法につき、拙稿「ドイツ占領下のオーストリア（1938年～1945年）—オーストリア州、アルプス・ドナウ大管区—」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第1号、58-59, 62-64頁、2014年を参照。
- (40) Oskar Lehner, S.352 ; Wilhelm Brauneder, S.259 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.75 ; Ludwig K.Adamovich, S.38 ; Robert Walter, Heinz Mayer, S.30,SS.32-33.
- (41) Oskar Lehner, S.352.
- (42) Robert Walter, Heinz Mayer, S.31.
- (43) Oskar Lehner, S.352.
- (44) Oskar Lehner, S.355 ; Ernest C.Hellbling, S.470 ; Wilhelm Brauneder, S.262.
- (45) Oskar Lehner, S.352 ; Oskar Lehner, S.259 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.75 ; Robert Walter, Heinz Mayer, SS.32-33.
- (46) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.75.
- (47) Robert Walter, Heinz Mayer, S.33. Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.75-76.
- (48) Oskar Lehner, S.352 ; Wilhelm Brauneder, S.259.
- (49) Robert Walter, Heinz Mayer,S.33.
- (50) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.76.
- (51) Oskar Lehner, S.352 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.75.
- (52) Robert Walter, Heinz Mayer,S.31.
- (53) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.76.
- (54) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.76.
- (55) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.76.
- (56) Robert Walter, Heinz Mayer, S.34 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.76.
- (57) ナチスドイツの総統原理につき、拙稿「ドイツ占領下のオーストリア（1938年～1945年）—オーストリア州、アルプス・ドナウ大管区—」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第1号、

68頁、2014年を参照。

- (58) 拙稿「ドイツ占領下のオーストリア（1938年～1945年）—オーストリア州、アルプス・ドナウ大管区—」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第1号、69、73頁、2014年。
- (59) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.77.
- (60) Robert Walter, Heinz Mayer, S.32.
- (61) Robert Walter, Heinz Mayer, S.32.
- (62) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.33-34；Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.77.
- (63) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.33-34.
- (64) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.77.
- (65) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.77.
- (66) Oskar Lehner, S.352；Wilhelm Brauner, S.259；Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.75；Ludwig K.Adamovich, S.39；Robert Walter, Heinz Mayer, S.34.
- (67) Wilhelm Brauner, S.259.
- (68) Oskar Lehner, S.352；Ludwig K.Adamovich, S.40.
- (69) Oskar Lehner, SS.349-350.
- (70) Oskar Lehner, S.350；Wilhelm Brauner, S.261；Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,SS.73-74；Ludwig K.Adamovich, S.38；Robert Walter, Heinz Mayer, S.31.
- (71) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.73；Ludwig K.Adamovich, S.38；Oskar Lehner, SS.352-353；Wilhelm Brauner, S.261.
- (72) Oskar Lehner, S.350.
- (73) Ernest C.Hellbling, S.465.
- (74) Oskar Lehner, S.356；Wilhelm Brauner, S.263.
- (75) Oskar Lehner, S.350；Ernest C.Hellbling, S.469.
- (76) Ernest C.Hellbling, S.469.
- (77) Ernest C.Hellbling, SS.469-470；Wilhelm Brauner, S.257-259.
- (78) Ernest C.Hellbling, S.470；Oskar Lehner, S.356；Wilhelm Brauner, S.261；Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.73.
- (79) Robert Walter, Heinz Mayer, S.30.
- (80) Oskar Lehner, SS.352-353.
- (81) Oskar Lehner, S.353.

参考・引用文献

- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag,1956.
- ・ LudwigK.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag,1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht* (Zweite Auflage) , Springer-Verlag,1984.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*,Universitätsverlag Rudolf Trauner,1992.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung,1988.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)* , Manz-Verlag,1998.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第6版〕』、信山社、2010年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ 木村靖二編『ドイツ史』、山川出版社、2001年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディンガー、アロイス・シヨイヒャー、ヨーゼフ・シャイプ著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。

オーストリア共和国の連合国による管理(1945～1955年) —オーストリアの再建をめざして—(1)

- ・カール・レンナー著 太田仁樹訳 『諸民族の自決権』、御茶の水書房、2007年。
- ・フォルクマル・ラウバー編 須藤博忠訳 『現代オーストリアの政治』、信山社、1997年。
- ・矢田俊隆 『オーストリア現代史の教訓』、刀水書房、1995年。
- ・近藤孝弘 『自国史の行方—オーストリアの歴史政策—』、名古屋大学出版会、2001年。
- ・細井保 『オーストリア政治危機の構造』、法政大学出版局、2001年。
- ・奥脇直也・小寺彰編 『国際条約集』、有斐閣、2014年。 など

